

医療扶助独自のメリット① 未委託の資格確認の把握

- 未委託の医療機関・薬局でオンライン資格確認を実施した場合には、**未委託※¹の資格確認である旨を表示する**ため、未委託の資格確認時に必要な医療機関・薬局から福祉事務所への医療扶助の利用可否確認※²を確実に行うことができます。

<通常パターン>

委託先の医療機関・薬局での 資格確認時の表示画面イメージ

○：この資格は有効です。

照会番号：00000001

公費負担者番号：12000001 福祉事務所名：〇〇市福祉事務所
受給者番号：1010001

氏名：生保 一郎 性別：男 生年月日：平成2年1月15日

医療券/調剤券別：医療券 診療年月：令和6年7月

指定医療機関名：●●医療機関 単独/併用別：単独

有効開始年月日：令和6年7月1日

有効終了年月日：令和6年7月31日

傷病名1：XXX 傷病名2：XXX 傷病名3：XXX

<未委託のパターン>

未委託の医療機関・薬局での 資格確認時の表示画面イメージ

○：この資格は有効です。**(医療券/調剤券情報が未登録です。)**

照会番号：00000001

公費負担者番号：- 福祉事務所名：〇〇市福祉事務所
受給者番号：-

氏名：生保 一郎 性別：男 生年月日：平成2年1月15日

医療券/調剤券別：- 診療年月：-

指定医療機関名：- 単独/併用別：-

有効開始年月日：-

有効終了年月日：-

傷病名1：- 傷病名2：- 傷病名3：-

未委託の状態での
診療報酬請求を防止するために
公費負担者番号・受給者番号
を連携しません

※1 医療扶助においては、被保護者が受診等を行う医療機関・薬局を、事前に福祉事務所が決定・委託する仕組みになっています。

※2 未委託の医療機関・薬局に被保護者が来院した際に、受診等の可否を医療機関・薬局から福祉事務所へ電話等で確認を行っている運用のことを指します。